

川口市障害者福祉計画

【令和 6（2024）年度～令和 1 1（2029）年度】

第 7 期 川口市障害者自立支援福祉計画

第 3 期 川口市障害児福祉計画

【令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度】

（素案）

令和 6 年 3 月

川 口 市

はじめに

はじめにの文章が入ります

『Uni-Voice : ユニボイス』について

本計画書の各ページの角に印刷された模様は「Uni-Voice : ユニボイス」という音声コードです。専用のアプリケーションを使用して、音声コードをスマートフォンやタブレットなどで読み取る（撮影する）ことで、音声を出力することができます。

なお、音声コードで読み上げられる内容は、実際に記載されている内容とは、若干異なる場合がありますので、ご了承ください。

目次

【総論】

第1章	計画の策定にあたって
1	策定の背景と趣旨
2	障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画
3	計画の位置づけ
4	計画の期間
5	計画対象者の範囲

【川口市障害者福祉計画】

第2章	計画の基本的な考え方
1	基本理念
2	基本目標

第3章	重点施策「将来にわたる安心施策」
1	障害者と家族の高齢化への対応
2	障害者の地域生活支援
3	障害者の雇用・就労支援
4	川口市障害のあるなしに関わらず共に学びする子ども条例に基づく取組

第4章	障害者施策の総合的展開
基本目標1	障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化
基本目標2	障害者の暮らしを支える基盤の充実
基本目標3	社会参加の充実
基本目標4	障害児とその家庭への支援の充実
基本目標5	保健・医療体制の充実
基本目標6	障害者にとって安全・安心のまちづくり

【第7期川口市障害者自立支援福祉計画】

【第3期川口市障害児福祉計画】

第5章	サービス必要量の見込み
1	令和8年度の目標値
2	目標達成のためのサービス体系
3	サービス必要量の見込みと確保方策

【計画の推進体制】

第6章 計画の推進のために	
1 各主体の役割	
2 計画を円滑に推進するための取組み	

資料編	
1 障害者の現状	
2 障害者の生活状況	
3 障害者施策推進のための主要課題	
4 計画の策定方法	
5 川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会	
6 用語解説	

「障害」という言葉については、法律用語では漢字表記ですが、昨今各地域において「障がい」あるいは「しょうがい」といった表記もみられます。

障害者基本法、障害者差別解消法では、「障害」は、本人の医学的な心身の機能障害を指すものではなく、社会における様々な障壁によって生じるものとする社会モデルの考え方が取り入れられており、障害者権利条約でも反映されている国際的な考え方となっています。

このことから、本市においても現在この考え方を基に、本計画を策定した川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において議論を行い、漢字表記で「障害」とすることを今後も継続していくこととしました。

総論

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

（国・県の動向）

平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法¹）」として改正され、制度の狭間にいた難病²等が障害福祉サービスの対象になりました。

平成25年6月には、障害者に対する差別禁止、合理的配慮³の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成28年4月施行）し、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約⁴）」に日本も批准しました。

平成28年6月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法⁵」が改正され、障害者が望む地域生活を支援するため、自立生活援助⁶や就労定着支援⁷といったサービス、高齢障害者の介護保険サービス利用時の負担軽減の仕組みなどが設けられました。また、障害児支援のニーズの多様化に対応するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。さらに、「成年後見制度⁸の利用の促進に関する法律⁹」（平成28年5月施行）において、成年後見制度の利用の促進には市町村の取組みが不可欠とされ、市町村計画の策定が努力義務とされました。加えて、国では『地域共生社会』（高齢者や障害者に限らず、地域のあらゆる住民が役割を持ち、ともに支え合いながら、自分らしく暮らすことのできる地域社会）という概念を示し、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供できる「共生型サービス」を創設するなど、その実現に向けた取組みを推進しています。

¹ 平成24年6月に制定、従来の障害者自立支援法を一部改正した法律である。障害者及び障害児等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を総合的に行うこと、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

² 原因が不明で、治療方法も未確立で、かつ後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）により、医療費助成制度の対象疾病とされた指定難病については、医療費の助成が受けられる。

³ 障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。実質的な機会均等を確保するために必要で適切な変更及び調整がないことを、障害者権利条約では「差別」であるとしている。

⁴ 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

⁵ 児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。

⁶ 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。

⁷ 一般就労に移行した人に、就労を伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

⁸ 民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

⁹ 認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することにもかわらず、成年後見制度が十分に利用されていないことから、その利用の促進についての基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めた法律。

また、平成29年度からは精神障害にも対応した地域包括ケアシステム¹⁰の構築に向けた施策が取り込まれるとともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律¹¹」（平成30年6月施行）、「ギャンブル等依存症対策基本法¹²」（平成30年10月施行）、「障害者雇用促進法¹³」（令和元年6月改正、段階的施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）¹⁴」（令和元年6月施行）、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」（令和4年5月施行）など障害者を取り巻く環境の向上に向けて数多くの法律が施行されています。

また、令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、障害者への合理的配慮が事業者にも義務付けられます（令和6年4月施行）。

このように、近年における障害者施策は、障害者の自立と社会、経済、文化などのあらゆる分野への参加を促進することを目的として実施されてきました。県においても、国の制度改革の流れを見据えながら、障害者支援計画を策定し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会（地域共生社会）の実現をめざし、施策を実施しています。

これからは、障害者基本法¹⁵や障害者総合支援法を踏まえ、市町村が実施主体となり地域福祉の実現をめざし、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、自ら選択する生活を営むための支援の充実、平等な社会参加を基本とした施策を総合的に展開することが求められています。

（市の動向）

本市では、平成30年3月に「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」を基本理念とした川口市障害者福祉計画、第5期川口市障害者自立支援福祉計画及び第1期川口市障害児福祉計画を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を進めています。また、平成30年4月からは中核市としての取組みも行っています。

議員提案により、手話は言語であるという基本理念をもとに川口市手話言語条例が制定され、平成29年6月26日から施行されました。手話に対する理解の促進と手話の普及を目指し、聴覚障害者等、手話を用いる方が、手話を用いて意思疎通を図ることが尊重され、意思疎通を図りやすい環境づくりを進めています。また、平成31年1月からは障害者が困っていることなどを理解して、ちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」の活動を通じて、障害者が暮らしやすい地域社会（共生社会）を一緒につくっていく『あいサポート運動』に取り組んでいます。

¹⁰ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された仕組み

¹¹ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。

¹² ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

¹³ 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

¹⁴ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

¹⁵ 身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。

さらに、令和4年12月には、議員提案により、全ての子どもは、障害のあるなしに関わらず、自らの意思により自分の人生を選択し、自分らしく生きる権利を有するものであり、全ての子どもが、相互に理解を深め合い、支え合い、また学び合える環境の構築を目指し、全ての市民が障害に対する理解を深め、社会の責務として、教育及び保育における差別の解消及び合理的配慮を行い、障害のある子どもを支援していく基本理念をもとに、「川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例」が制定され、令和5年4月から施行されています。

障害者施策は、福祉サービスにとどまらず、保健・医療、教育、雇用、住まい、防犯・防災、まちづくりなど広範囲にわたるだけでなく、高齢者福祉や子ども家庭福祉¹⁶に比べて、ライフステージをまたがる支援を必要とする分野です。また、発達障害¹⁷や高次脳機能障害¹⁸、難病などといった人たちへの支援、障害があるがゆえに差別や不利益を被るような人権問題への対応など、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためのきめ細かな取組みも求められます。

（策定の趣旨）

この計画は、障害者福祉を取り巻く環境の変化やニーズに対応し、地域に暮らすすべての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざして、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、現行の川口市障害者福祉計画、第6期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画を見直し策定するものです。

¹⁶ 従来の子どもは保護の対象であるという「児童福祉」の概念に「家庭」を取込み、子どもを権利の主体として捉え、尊重していく概念のこと。

¹⁷ 発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

¹⁸ 病気や事故による脳の損傷により、注意力や集中力の低下、感情の抑制や簡単な動作がうまくできない、よく知っている道で迷うなどの症状が現れる障害。

2 障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画

現在、本市には、障害者に関わる行政計画として、①川口市障害者福祉計画（平成30年度～令和5年度）と②第6期川口市障害者自立支援福祉計画（令和3年度～令和5年度）、③第2期川口市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の3計画があります。

①川口市障害者福祉計画

川口市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画であり、本市における障害者に関する総合的な施策について基本計画を定めるものです。

【施策の内容】

障害者の権利擁護、社会参加、保健・医療・福祉、療育¹⁹、教育、移動手段・生活環境、市民への意識啓発などさまざまな施策を定める。また、障害者自立支援福祉計画に位置づけられている障害福祉サービスのあり方も包含します。

②川口市障害者自立支援福祉計画

川口市障害者自立支援福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画であり、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等を身近な地域において計画的に提供するための実施計画として定めるものです。

【施策の内容】

生活・就労・居住等の支援を目的とする指定障害福祉サービスと地域生活支援事業の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

③川口市障害児福祉計画

川口市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく法定計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保、その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

【施策の内容】

障害福祉サービスと同様に障害児支援のニーズ等の把握・分析を踏まえ、障害児通所支援等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

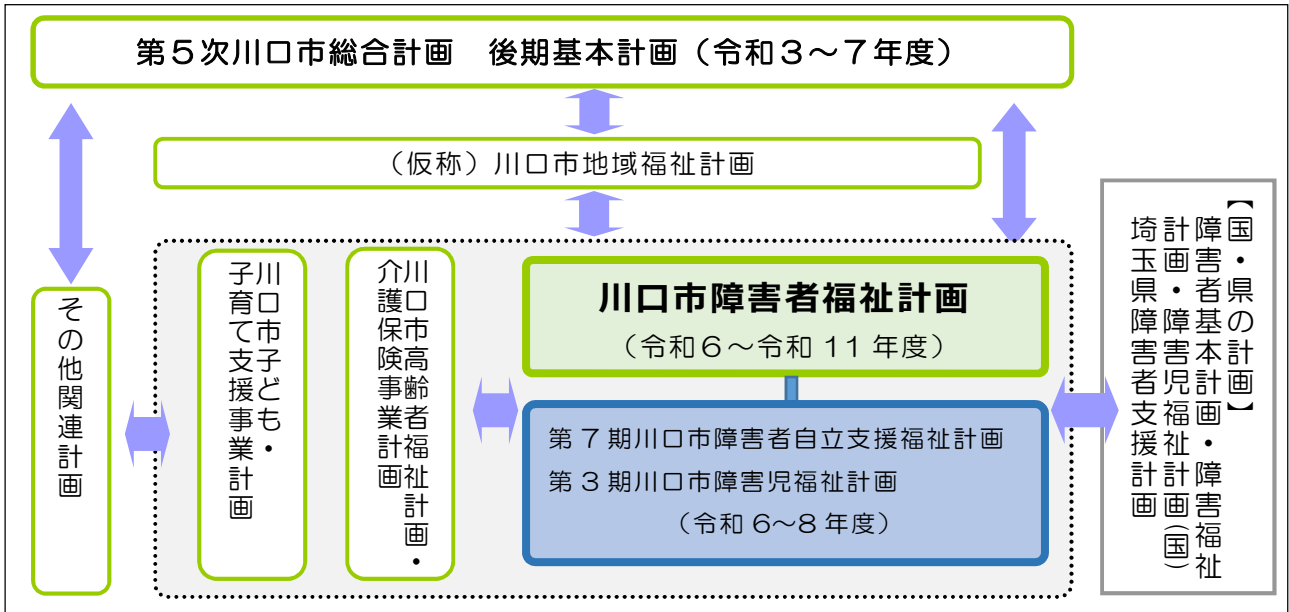
¹⁹心身に障害のある児童（障害児）に対し、適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら教育すること。

乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障害を早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。

3 計画の位置づけ

「障害者福祉計画」、「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの計画は、本市の上位計画である総合計画や地域福祉計画、関連する保健、福祉、子育て、住宅、まちづくり、防災等の計画と連携して推進されるものです。

■ 関連する諸計画との関係



4 計画の期間

川口市障害者福祉計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年です。

川口市障害者自立支援福祉計画及び川口市障害児福祉計画については、3年ごとに定める法定計画であることから、令和8年度に見直しを行います。見直し時の社会情勢等を踏まえ、障害者福祉計画もあわせて見直す場合があります。

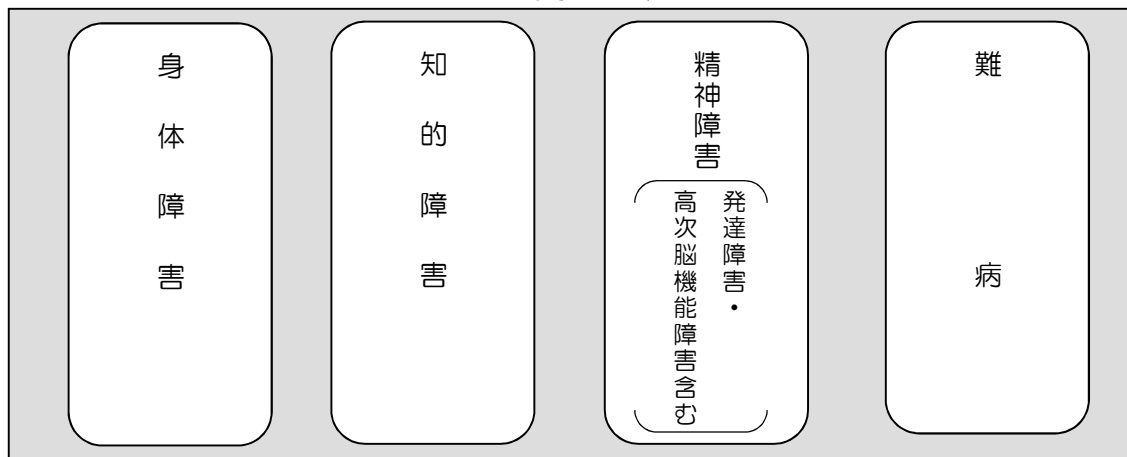
■ 計画の期間

区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
障害者福祉計画	川口市障害者福祉計画			川口市障害者福祉計画（令和6～11年度）					
						(見直し)	川口市障害者福祉計画		
障害者自立支援福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障害児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

5 計画対象者の範囲

計画では、障害者基本法第2条第1項に基づき、身体障害・知的障害²⁰・精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）並びに難病で、障害及び社会的障壁²¹により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

■計画対象者の範囲



²⁰ 知能検査によって測定された知能指数が70までで、その障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、併せて日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態をいう。

²¹ 日常生活や社会生活を送るうえで、障壁（利用しにくい施設・整備や制度、慣習や文化、観念など）となるもの。

川口市障害者福祉計画

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

**すべての人が地域で支えあい
元気に安心して暮らせるまち**

本市では、地域共生社会の実現に向けて「すべての人が地域で支えあい 元気に安心して暮らせるまち」を基本理念として掲げ、総合的かつ計画的に障害者施策を推進しています。

この基本理念のもと、障害者本人の意思と権利が尊重され、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が役割を持ち、ともに支えあいながら、自分らしく暮らすことができる社会を市民とともにつくっていきます。

<基本的な考え方>

- すべての市民は、障害の有無に関わらず一人ひとりの尊厳が尊重されるとともに、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有しています。障害のある人もない人も地域の中で社会を構成する一員として社会・経済・教育・文化・その他のあらゆる活動に参加する機会が与えられることが必要です。
- 本市の障害者施策は、障害のある人もない人も一緒に地域の中で健康で安心して暮らせることが正常な状況であるとする考え方（ノーマライゼーション）と、障害は身体的特徴である機能障害と社会のさまざまなバリアとの相互作用であり、バリアのない社会をめざして、合理的配慮をしないことは差別になると決めている障害者権利条約の理念のもとに推進します。
- 本計画では、さらにすべての人々が排除・差別されることなく、互いに認めあい、地域全体で包み込み・支えあうという意味の「ソーシャル・インクルージョン」、そして子ども・高齢者・障害者などすべての人々が役割を持ち、自分らしく暮らすことができる社会という「地域共生社会」の視点も踏まえ、障害者が地域の一員としてみんなで支えあう社会の実現をめざします。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、めざす目標を次のように定めます。

基本目標 1 障害者の権利擁護の充実と共助の取組強化

- 障害者の虐待防止と権利擁護体制を確立するとともに、障害のある人で意思を伝達することや情報を取入れることが困難な人が安心して日常生活を送れるよう、障害の特性に配慮した情報アクセシビリティの向上、コミュニケーション支援など、合理的配慮の提供に向けた取組みを推進します。
- 多様化している障害についての正しい知識を広め、障害者に対する理解をより一層深めるため、さまざまな機会を通じて広報・啓発活動や福祉教育を推進します。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、市民のボランティア活動や地域福祉活動への参加を促進するなど、ともに支えあう社会づくりを進めます。

基本目標 2 障害者の暮らしを支える基盤の充実

- 地域共生社会の実現に向けて、障害者とその家族、地域住民等が身近なところで相談が受けられ、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなげられるよう、障害者相談支援事業所の相談員が、相談者のニーズを把握し、適切な選択肢を提供できるようにするため、調整能力、コミュニケーション能力、相談技術、個人をチームや地域で支える支援に関する能力などの向上に努めます。また、重層的支援体制整備事業が開始されることから、社会資源やネットワークを活用した包括的・継続的な支援が提供できるよう、障害者相談支援事業所と関係他機関の連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者が自分らしい生活を自らの意思で選択できるよう、自立を促進するための基盤として、サービスを必要なときに利用できるよう、計画的に基盤整備を推進するとともに、サービスの質の向上に努めます。
- 施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行にあたって、地域生活への移行や安定した地域生活を定着させるための支援を充実します。
- 障害者の自立と社会活動を促進するため、生活支援のための手当の給付や貸付制度の周知に努めます。

基本目標 3 社会参加の充実

- 関係機関との連携を図りながら、一般就労はもとより福祉的就労も含め、障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援・定着と就労機会の拡充を図ります。
- 障害者の生活をより豊かにするため、障害者のスポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。

- 障害者が安全で快適に移動し、あらゆる社会活動に参加することができるよう、円滑に利用できる交通環境の整備と障害の特性に応じた移動手段の確保に努めます。

基本目標 4 障害児とその家庭への支援の充実

- 障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実します。また、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげられるよう、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的な役割を担うことで療育相談機能の充実を図ります。
- 重症心身障害児や医療的ケア児と、その家庭への支援を充実します。
- 保育所、放課後児童クラブ²²における障害児の受入れを拡充するとともに、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じて保育内容の充実を図ります。
- 障害の特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるように、特別支援教育と就学相談の充実を図ります。

基本目標 5 保健・医療体制の充実

- 生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れるよう、心の病の早期発見や生活習慣病の予防など相談や指導体制の充実を図ります。
- 障害の原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するため、周産期²³医療体制の充実を進めるとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減に努めます。また、医療費が過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減に努めます。

基本目標 6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

- 障害者はもとより、誰もが快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づき、障害の特性に配慮した道路や公共施設・都市施設を整備・改善し、バリアフリーのまちづくりを推進します。
- 障害者が安心して生活を送ることができるよう、障害の特性に配慮した防災・防犯対策の充実と交通事故の防止に努めます。

²²保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、小学校3年生までの児童に生活の場を提供するもの。「学童保育」とも呼ばれている。

²³ 妊娠22週から出生後7日未満までの期間。合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。

〈ライフステージに応じた支援〉

6つの基本目標の展開にあたっては、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組めます。

乳幼児期（おおむね妊娠・出産から5歳まで）

- 母子保健や各種乳幼児健康診査を充実するとともに、埼玉県南児童相談所、医療機関等の関係機関と連携し、障害の早期発見・早期療育体制の充実を図ります。
- 保育所や幼稚園における交流保育を進めるとともに、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための児童発達支援などの充実を図ります。
- 子育てに疲れたとき一時的に子育てを休むことができるよう、日中一時支援事業、在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業などのサービスの充実を図ります。

就学期（おおむね6歳から17歳まで）

- 障害児の特性や能力に応じて教育の機会を保障するとともに、特別支援教育をはじめ障害児一人ひとりの個性や障害の状況に即した教育の充実を図り、障害児の豊かな人間性と望ましい人間関係の形成、相談活動を通して障害児への援助・指導に努めます。
- 障害について専門的知識を有する指導員を確保しながら、放課後児童クラブの受入れ枠を拡充し、放課後児童の健全育成に努めます。
- 発達障害のある児童生徒の発達及び円滑な社会生活を促進するため、障害を早期に発見し、専門的な知識を有する職員による支援を行います。
- 学校における就学相談の充実を図るとともに、中学校卒業後の進路について、障害児とその保護者が安心して相談できる場の確保に努めます。
- 福祉サービスを必要とする子どもに対しては、必要なときに必要なサービスを受けられるよう、居宅介護や放課後等デイサービス、短期入所などのサービスの充実を図ります。
- 特別支援学校高等部等の卒業後にその人に合った進路として、働く場、訓練の場、日中活動の場が選択できるよう、保健・医療・福祉・労働の各分野の関係機関との連携を図ります。

成年期・壮年期（おおむね 18 歳～64 歳まで）

- 日常生活を送るために必要なライフスキル²⁴やソーシャルスキル²⁵の訓練ができる場を充実します。
- 障害者とその適性と能力に応じて就労することにより、自立と社会参加を促進します。また、一般企業での就労が困難な障害者のための福祉的就労の場の充実を図ります。
- 障害者が地域で生活を送れるよう、身近なところで相談支援が受けられる体制づくりを推進するとともに、各種福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者の社会参加を促進するため、障害者が参加できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動、生涯学習の機会を提供し、より質の高い生活の向上に努めます。

高齢期（おおむね 65 歳以上）

- 障害の重度化を予防するため、リハビリテーション医療の充実を促進するとともに、健康づくりを支援します。
- 高齢障害者の社会参加を促進するため、障害者やボランティア等が参加して余暇を楽しむ機会を提供します。
- 生活機能の維持回復や機能低下の防止を図るため、身近なところで相談が受けられる体制づくりを推進します。また、生活上の介護が必要な人には、介護保険サービスや障害福祉サービスの利用を促進し、障害の特性に合わせた支援に努めます。

生涯を通じて

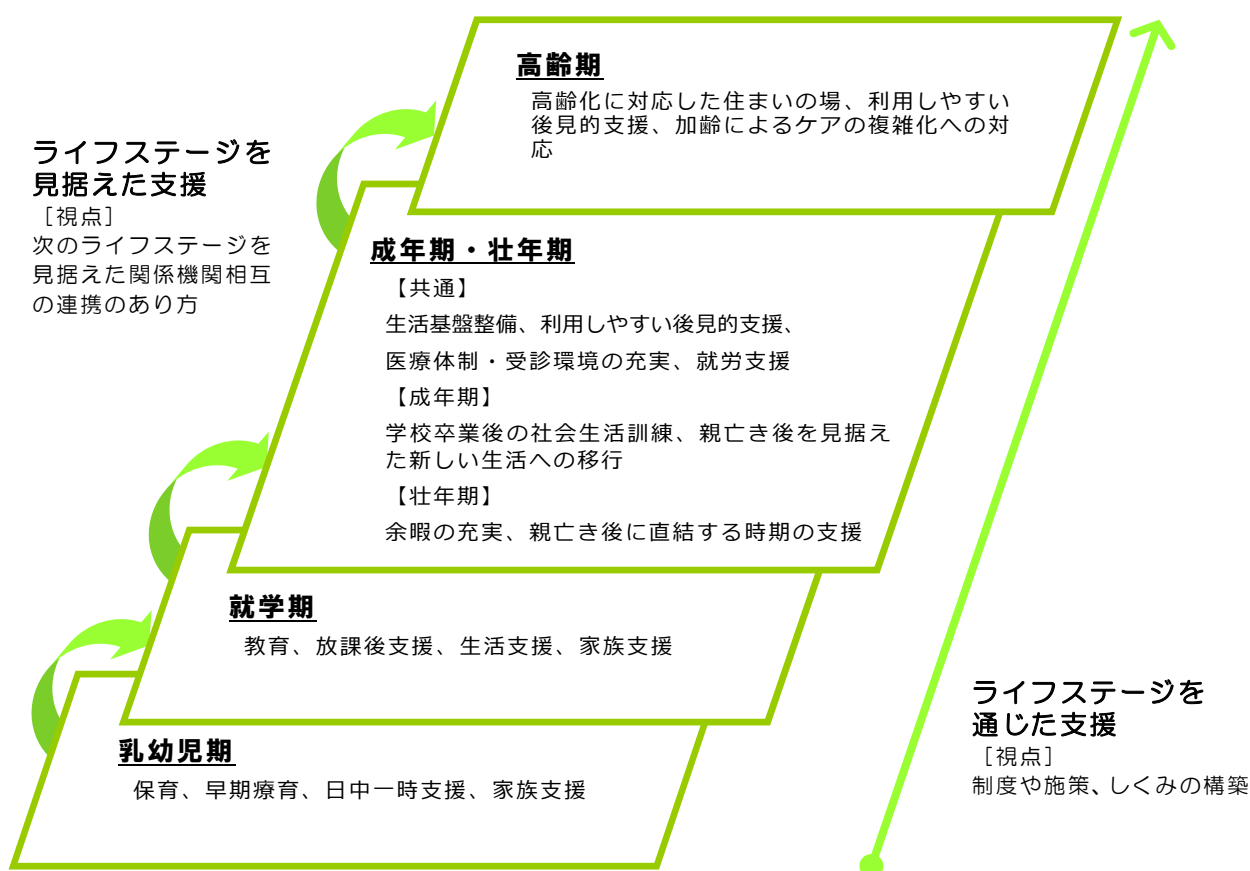
- 障害者が地域で安心して生活を送れるよう、地域におけるNPOの活動やボランティア活動を支援するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にしながら、障害者に対して、自然に援助や支援の手がさしのべられる、心の通う福祉のまちづくりを進めます。
- 日常生活用具や補装具の支給、自立支援医療などの支援策を推進するとともに、短期入所事業などの介助者のための支援策を充実し、介護疲れやストレスの解消に努めます。
- 障害者の社会参加を促進するため、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関が連携して各種施策・事業を進めるとともに、障害者が地域において安心して医療サービスを受けられる環境づくりを推進します。
- グループホームの整備を推進するとともに、重度の障害があっても住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、市営住宅の整備や既存住宅改造の助成等を通して住宅のバリアフリーを促進します。

²⁴ 移動や買い物、福祉サービスの利用方法など生きていく術（すべ）のこと。

²⁵ 社会生活を送る上で人との関係を確立し、円滑な人間関係を維持するスキル。

- 誰もが一緒に使えるよう、ユニバーサルデザイン²⁷のまちづくりを推進するとともに、移動手段の確保やコミュニケーション支援を充実し、あらゆる社会活動への参加を促進します。
- 地域の安全を守るため、関係機関が連携して支援の必要な人に配慮したきめ細かな防災・防犯対策を推進します。
- 身寄りのない重度の知的障害者及び精神障害者の判断能力が十分でない場合、不利益を被らないように、身の回りに配慮しながら本人の権利を守り、生活を支援する成年後見制度の利用を促進していきます。

■ライフステージに応じた支援



²⁷ 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

〈施策の体系〉

【基本理念】

すべての人が地域で支えあい元気に安心して暮らせるまち

【基本目標】

【施策の展開方向】

基本目標 1

障害者の権利擁護の充実と共助の取組強化

- 1-1 障害者の権利擁護に係る取組み
- 1-2 啓発活動・福祉教育の推進
- 1-3 地域における支えあい活動の促進
- 1-4 障害者への合理的配慮の取組み
- 1-5 障害児への合理的配慮の取組み

基本目標 2

障害者の暮らしを支える基盤の充実

- 2-1 相談体制の充実
- 2-2 日常生活を支える福祉サービスの充実
- 2-3 地域生活への移行促進
- 2-4 生活支援のための施策・制度の推進

基本目標 3

社会参加の充実

- 3-1 雇用・就労の促進
- 3-2 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実
- 3-3 障害者の外出支援と移動手段の確保

基本目標 4

障害児とその家庭への支援の充実

- 4-1 早期発見・早期療育
- 4-2 発達相談の支援
- 4-3 障害児保育と療育体制の充実
- 4-4 特別支援教育の推進

基本目標 5

保健・医療体制の充実

- 5-1 保健活動の充実
- 5-2 医療体制の充実と経済的負担の軽減

基本目標 6

障害者にとって安全・安心のまちづくり

- 6-1 バリアフリーのまちづくりの推進
- 6-2 防災・防犯対策等の充実

第3章 重点施策「将来にわたる安心施策」

障害者とその能力や個性を最大限に発揮して、その人らしく安心して暮らすことができるよう、障害者施策推進のための主要課題を踏まえ、計画期間中、特に重点的に取り組む施策を「将来にわたる安心施策」として位置づけます。

「将来にわたる安心施策」は、障害者の置かれている状況を踏まえ、アンケート調査や意見交換会を通して得られたニーズを把握し、真に求めている重点的な施策を設け取り組みます。

他の施策と同様に、障害者を含むすべての市民と市、県をはじめとする関係機関が相互に連携・協働してともに作り上げていきます。

■重点施策「将来にわたる安心施策」

1 障害者と家族の高齢化への対応

2 障害者の地域生活支援

3 障害者の雇用・就労支援

4 川口市障害のあるなしに関わらず 共に学び成長する子ども条例に 基づく取組

1 障害者と家族の高齢化への対応

【基本的な考え方】

障害者自身の高齢化とともに、介護する家族等の高齢化が進む中、アンケート調査や意見交換の場で、自身の健康や家族の高齢化への不安を訴える声が、多く寄せられました。このことは、各種福祉サービスの基盤整備が進んできた現在においても、依然として家族による支援が大きな力となっていることを物語っています。

また、自身が高齢化した場合や自宅で暮らすことができなくなった場合に、施設・グループホームに入りたいとの声も多くあがっています。その一方で「親亡き後」のみならず、家族のいるうちに将来を見据えて、障害者が自立できるための支援を始める必要性についても指摘されています。

障害者とその家族が抱えている不安を解消するため、グループホームなどの居住系サービスの充実、短期入所施設の充実を図ります。

【施策の展開方向】

◆生活の場（住まいの場）の確保

長年住み続けている自宅やグループホーム、アパートなど、自ら住まいを選択し、親亡き後も本人が望む場で暮らし続けられるよう、居住系サービスの整備を推進します。また、新たな短期入所施設の整備に加えて、生活訓練ができる通過型施設について検討します。

契約手続等の支援を行うことにより、民間賃貸住宅への入居にあたっての不安を解消し、地域での生活を支える取組みを進めます。あわせて、障害者が地域住民の一員として暮らせるよう、住民への普及啓発と支えあいの仕組みの構築を進めます。

◆短期入所施設の充実

家族の急病などにより、障害者への介護が一時的に困難になった場合などに対応できるよう、新たな短期入所施設を整備します。また、生活環境の変化（施設から地域）などにおける短期入所施設の利用のあり方について検討します。

◆自立を見据えた生活支援の充実

家族のいるうちに将来を見据えて、一人ひとりの状況や課題に応じて、自立に向けた生活支援の充実を図ります。

◆医療や介護との連携の推進

障害者の高齢化・重度化に伴う医療や介護ニーズに対応できるよう、医療や介護の専門職との連携を図ります。

2 障害者の地域生活支援

【基本的な考え方】

アンケート調査において、市民からは「相談体制の充実」「緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の対応の充実」「いつでも相談できる窓口」「信頼できる相談者」「身近な相談窓口」を望む声が多くあげられていました。

また、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」の課題があり、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が必要です。

サービス提供方法の改善に引き続き取り組むとともに、必要なときに必要な支援を受けられるよう、障害者相談支援センターの周知など相談支援体制の充実を図ります。さらには、ホームヘルパーの研修への参加を促進し、サービス事業所の質の向上に努めます。

【施策の展開方向】

◆相談体制の充実

障害者の多様な相談に応じるため、障害者相談支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、障害者相談員などと市が連携をとり、相談機能の充実を図るとともに、アウトリーチ²⁸による積極的な支援に取り組みます。また、視覚障害者や聴覚障害者、精神障害者など市内で活動している当事者が、障害者やその家族に対してピアカウンセリングを行えるよう、障害者相談員を中心とした仕組みづくりを進めます。

相談内容に応じた適切な相談機関を選択できるよう、各相談機関の専門性の周知に努めるとともに、障害者が身近なところで気軽に相談できる体制を確立します。

◆地域生活支援拠点等の充実

地域生活支援拠点等とは、障害者のライフステージに応じた生活や地域移行・定着を地域全体で支えるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るものです。具体的には、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの充実を図ります。

◆サービス支援の充実

障害者のニーズに応えるため、適正で安定したサービスの基盤整備を図るとともに、障害者とその家族への、アウトリーチによる支援を行います。また、障害者を介護するホームヘルパーに対し研修への参加を促進し、人材の確保と資質の向上に努めます。

²⁸ 英語で「手を伸ばす」ことを指し、相談やサービス利用の申し出等を自発的にしない人に対して、市等の公共機関が積極的に働きかけて支援をすること。

3 障害者の雇用・就労支援

【基本的な考え方】

アンケート調査によると、就労（福祉的就労を含む）している人は身体障害者が2割強、知的障害者が5割半ば、精神障害者が4割を占めていました。また、障害者の就労に必要なこととして、障害に配慮した施設・設備、事業主や職場の仲間の理解など企業における取組みを求める意見が多くあげられていました。意見交換の場でも、企業や地域の障害への理解の重要性があげられていました。

働く意欲のある障害者が可能な限り一般就労し定着できるよう、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を進めるとともに、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。また、障害者就労施設等における工賃の引き上げに向けた取組について、障害者や事業者の意見を取り入れながら、ニーズに見合った施策を進めていきます。

【施策の展開方向】

◆一般就労の促進

企業の障害者雇用への理解を深めながら、川口公共職業安定所や県発達障害者就労支援センター等の関係機関との連携を一層強化し、障害者の一般就労を促進します。

◆障害者就労支援センターの充実

川口市障害者就労支援センターの周知と利用の促進に努めるとともに、職員の資質の向上とセンターの機能の充実を図ります。

◆福祉的就労の場の充実

働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、障害の状態や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。

◆工賃引き上げに向けた取組

障害者就労施設等における工賃の引き上げに向けて、生産品のPRや共同受注の促進について取り組んでいきます。また、障害者アートの作品展示の場を設けられるように検討を進めていきます。

4 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する 子ども条例に基づく取組

【基本的な考え方】

川口市では、障害のある子どもに対する教育及び保育における差別の解消及び合理的配慮の提供に関する基本理念並びに市及び市民の役割を明らかにすることにより、社会的障壁の除去を推進し、インクルーシブ教育及び保育*が実施できる市の実現に寄与することを目的として「川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例」を制定しました（令和5年4月施行）。

障害のある子どもが教育や保育を受ける上でのさまざまな課題を解決するためには社会が一体となり、誰ひとり取り残さないという気持ちを持たなければなりません、その意識が十分に醸成されているとは言い切れません。

全ての子どもが共に学び成長するためには、障害の種別や程度に応じて子ども一人ひとりに寄り添う社会の醸成に最優先で取り組む一方で、行政や市民のそれぞれの役割を明確にし、果たすべき責務を実行するための目的に特化した環境整備が必要です。

【施策の展開方向】

◆インクルーシブ教育と保育の実現

教職員への研修の充実を図り、専門性と指導力の向上に努めます。また、在籍校と通級校の連携を図り、指導の効果を高める。

教職員への研修を実施していくことで、特別支援教育の合理的配慮についての周知を図っています。また、医療的ケア児に対する看護師の配置や通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行う特別支援教育支援員、特別支援学級に在籍する児童生徒や発達障害・情緒障害通級指導教育に通う児童を対象に児童生徒への支援を行う特別支援学級等補助員の増員により学校の実態に合わせた支援の充実を図っています。

保育所等において、発達の遅れや障害のある児童を受け入れ、他の児童と集団の中で生活することで、相互理解を深め、互いの成長・発達を促します。

◆市民の障害理解の促進

誰もが、様々な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害がある方が暮らしやすい地域共生社会を実現することを目的として、平成21年11月に鳥取県で始まったあいサポート運動を実施しています。

また、障害者基本法に定められた12月3日から9日の障害者週間を記念し、障害者作品展やバザー、パネル展示、福祉相談コーナーにおいて、市民と障害者に対する理解と認識を高め、同時に障害者の完全参加と平等の実現を目指して、毎年11月中旬頃に障害者週間記念事業（ハートフェスタ）を実施しています。

◆医療的ケアを必要とする子どもと家庭への支援の充実

川口市医療的ケア児連絡協議会において、市内の医療的ケア児に関する実態把握を行い、関係機関と対象者や保護者の情報を共有したうえで、課題を抽出し、医療的ケア児に対する適切な支援を行います。

また、医療的ケア児ガイドブックを活用し、保護者が必要な情報をいつでも収集できるよう、掲載内容の充実に努めます。

*障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが共に学び成長する環境において行われる教育及び保育をいう。

第7期川口市障害者自立支援福祉計画

第3期川口市障害児福祉計画

第5章 サービス必要量の見込み

※本章では、主に「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」における障害福祉サービス等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

1 令和8年度の目標値

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針や県の方針を踏まえ、令和8年度末における目標値を次のとおり設定します。

また、設定した目標値の達成に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者など、今後サービスの利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図り、地域生活への移行に必要となるサービスを具体的に見込みます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

[国の基本指針]

令和8年度末には、

- ・ 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
- ・ 施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

国の基本指針に即して、施設入所から地域生活への移行を推進するため、第7期計画では令和8年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定しました。

本市において福祉施設に入所している人は、令和4年度末現在で●人となっており、令和8年度末までに地域生活に移行する人数を入所者数の6%（●人）とし、目標を設定しました。なお、令和8年度末時点の施設入所者数（定員）については、地域生活が困難な人が依然として多数入所待ちをしている状況であることから、削減目標は設定しません。

また、地域生活で暮らし続けることができるよう、グループホームなど生活の場の確保・充実に努めるとともに、希望者が地域生活の体験ができる場の確保や地域生活移行後も充実した生活を送ることができるよう、支援体制の整備・充実など、環境整備に取り組みます。

項目	目標値(令和8)	設定方針
地域生活移行者数	人	令和4年度末時点の施設入所者数（●人）の6%
施設入所者数	一人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

[国の基本指針]

令和8年度末を目途に埼玉県が、次のとおり成果目標を定めます。

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上
- 精神病床の1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- 入院後3か月時点の退院率68.9%以上、入院後6か月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率91.0%以上

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。そのため、第7期計画では、埼玉県が定める目標を踏まえた取組みを行っていきます。

また、実施にあたっては、地域の医療サービスの体制整備に係る「埼玉県地域保健医療計画」と連携する必要があります。

(3) 地域生活支援の充実

[国の基本指針]

- ・令和8年度末には、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ以上確保しつつ、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上の運用状況の検証・検討
- ・令和8年度末には、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を構築

障害の重度化や障害者の高齢化に伴う「親亡き後」を見据え、地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、支援体制の構築が求められています。本市では、国の基本指針を踏まえ、地域の社会資源を最大限に利用しながら、希望する場所で暮らし続けられるよう、地域にある複数の機能を活用する面的整備型を整備し、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり）強化を、川口市自立支援協議会で検討を重ねながら取り組んでいきます。

項目	目標値（令和8）	設定方針
地域生活支援拠点等の確保と機能の充実	1カ所	国の基本指針
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	1回	川口市自立支援協議会を活用して、運用状況について検証・検討します。
強度行動障害を有する人への支援体制の整備	●	●●●

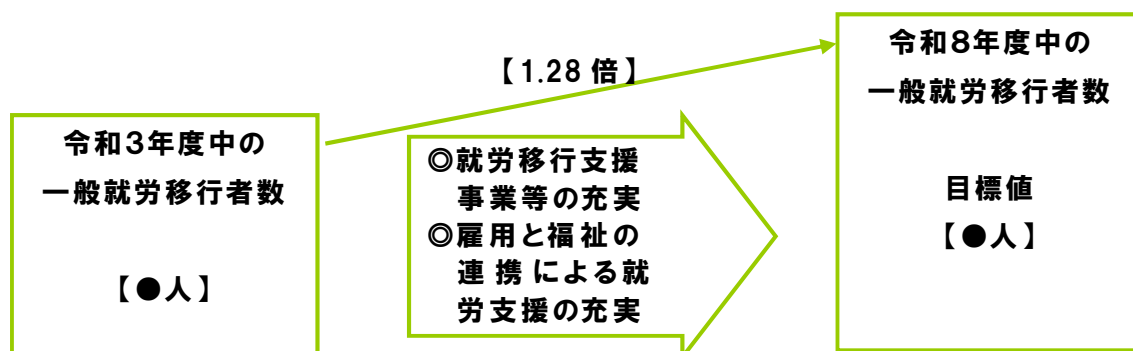
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

[国の基本指針]

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた令和8年度中の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上。具体的には令和3年度実績に対して、就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A型事業は1.29倍以上、就労継続支援B型事業は1.28倍以上
- 就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所の半数以上
- 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を25%以上

国の基本指針では、令和8年度中における福祉施設から一般就労への移行者を令和元年度実績の1.28倍、県でも同様とする方針が示されています。

本市においては、令和3年度の実績として福祉施設から一般就労へ●人が移行しており、第7期計画においては令和8年度の一般就労移行者数を令和3年度末の1.28倍である●人と設定し、公共職業安定所や福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の達成をめざします。その他の項目についても、同様に国の基本指針に基づき設定します。



項目	目標値（令和8）	設定方針
一般就労への移行者数	1人	令和3年度実績（●人）の1.28倍
就労移行支援事業	人	令和3年度実績（●人）の1.31倍
就労継続支援A型	人	令和3年度実績（●人）の1.29倍
就労継続支援B型	人	令和3年度実績（●人）の1.28倍
就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所	割	国の基本指針
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	割	国の基本指針

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

[国の基本指針]

- 重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを1カ所以上設置
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上設置
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、コーディネーターの配置

国の基本指針では、障害児への重層的な支援体制の構築や医療的ケアが必要な重症心身障害児への対応が求められています。

本市では、障害児支援の提供体制の確保等に努めていきます。

項目	目標値（令和8）	設定方針
児童発達支援センターの設置	カ所	国の基本指針
保育所等訪問支援事業所の設置	カ所	国の基本指針
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	カ所	国の基本指針
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	カ所	国の基本指針
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	人	国の基本指針

(6) 相談支援体制の充実・強化等

[国の基本指針]

- ・令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置
- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
- ・地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施と協議会の体制確保

国の基本指針では、総合的な相談支援体制を充実・強化するため、地域の相談支援を担う機関相談支援センターの設置と地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善などが示されています。

項目	目標値（令和8）	設定方針
基幹相談支援センターの設置		
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		
個別事例の支援内容の検証の実施回数		
主任相談支援専門員の配置数		
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		
事例検討実施回数		
参加事業者・機関数		
専門部会の配置数		
専門部会の実施回数		

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

[国の基本指針]

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築

国の基本指針では、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等が提供できているのか検証していくこととしております。また、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築することとしています。

項目	目標値（令和8）	設定方針
障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への職員の参加人数	人	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析		

2 目標達成のためのサービス体系

令和8年度までの目標値を達成するためのサービス体系は、次のとおりです。

(1) 国が定める基準で実施するサービス

1 訪問系サービス

- 1-01 居宅介護（ホームヘルプ）
- 1-02 重度訪問介護
- 1-03 同行援護
- 1-04 行動援護
- 1-05 重度障害者等包括支援

2 日中活動系サービス

- 2-01 生活介護
- 2-02 自立訓練（機能訓練）
- 2-03 自立訓練（生活訓練）
- 2-04 宿泊型自立訓練
- 2-05 就労移行支援
- 2-06 就労移行支援（養成施設）
- 2-07 就労継続支援（A型）
- 2-08 就労継続支援（B型）
- 2-09 就労定着支援
- 2-10 療養介護
- 2-11 短期入所（福祉型）
- 2-12 短期入所（医療型）

3 居住系サービス

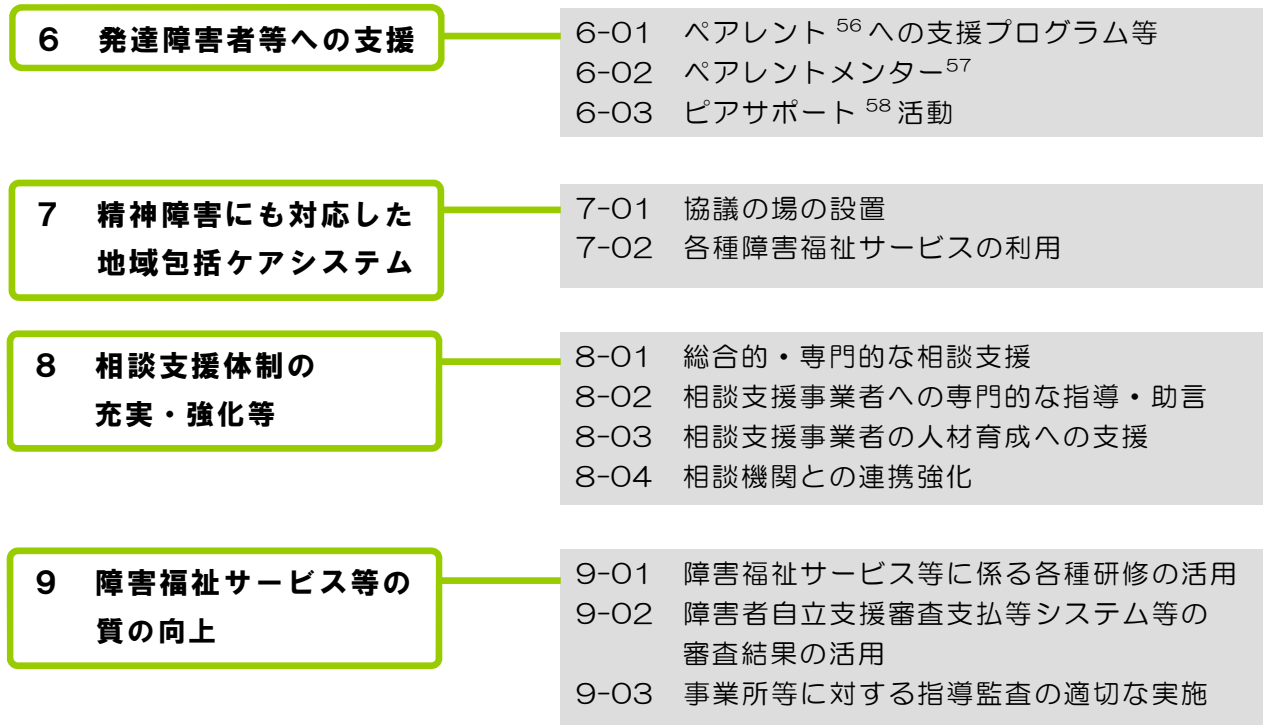
- 3-01 自立生活援助
- 3-02 共同生活援助（グループホーム）
- 3-03 施設入所支援
- 3-04 地域生活支援拠点等

4 相談支援サービス

- 4-01 計画相談支援
- 4-02 地域移行支援
- 4-03 地域定着支援

5 障害児サービス

- 5-01 児童発達支援
- 5-02 医療型児童発達支援
- 5-03 放課後等デイサービス
- 5-04 保育所等訪問支援
- 5-05 居宅訪問型児童発達支援
- 5-06 障害児相談支援
- 5-07 医療的ケア児コーディネーター配置



(2) 市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）

- 01 理解促進研修・啓発事業
- 02 自発的活動支援事業
- 03 相談支援事業
- 04 成年後見制度利用支援事業
- 05 成年後見制度法人後見支援事業
- 06 意思疎通支援事業
- 07 日常生活用具給付等事業
- 08 手話奉仕員養成研修事業
- 09 移動支援事業
- 10 地域活動支援センター
- 11 障害児等療育支援事業
- 12 専門性の高い意思疎通支援事業
- 13 広域的な支援事業
- 14 その他の事業（任意）
 - ・日常生活支援
 - ・社会参加支援

²⁹ 親など保護者のこと。

³⁰ 発達障害の子どもを育てた保護者が、相談支援に関する一定のトレーニングを受け、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などにグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。

³¹ 同じような障害（立場や境遇、経験など）を抱えた人同士の支え合いを指す。

3 サービス必要量の見込みと確保方策

(1) 国が定める基準で実施するサービス

本市は、令和8年度の目標値の達成に向けて、過去のサービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、令和6年度から令和8年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

なお、本計画で位置づける「サービスの見込量」は、計画期間内での「目安」となる指標です。そのため、仮に計画期間中にサービスの利用が伸びて実績値が見込量を超えた場合でも、サービスの利用や事業者の新規開設等を制限することはありません。

1) 訪問系サービス

訪問系サービスでは、令和3年度、令和4年度ともに、同行援護を除き、利用が計画値を下回っています。なお、重度障害者等包括支援については現在利用がない状況です。

令和6年度から令和8年度の見込量は、令和3年度から令和5年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。

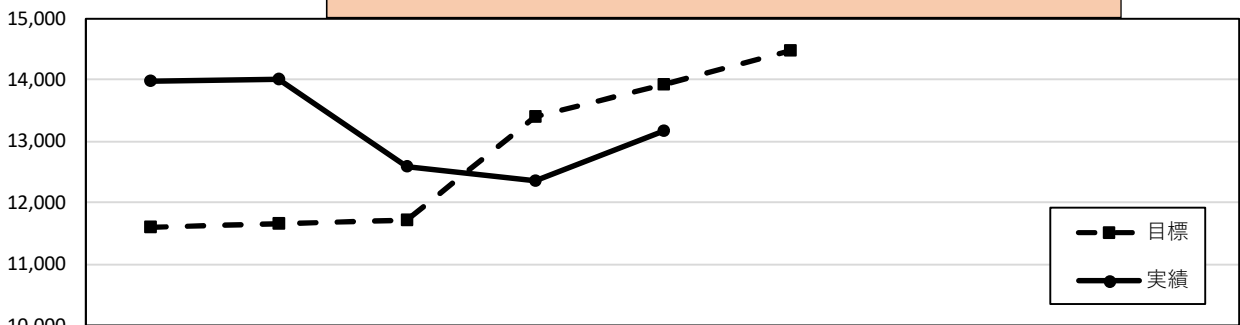
①居宅介護（ホームヘルプ）

在宅で介護を必要とする人にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※グラフィメージ

他のサービス箇所にも同様にグラフが入ります。

(時間/月)



時間/月	第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児			第7期障害者・第3期障害児		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	11,589	11,658	11,727	13,411	13,935	14,479			
実績	13,991	13,996	12,577	12,348	13,166				

(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	575	595	615	651	677	705			
実績	612	652	627	648	673				

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

④行動援護

知的障害又は精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。

⑤重度障害者等包括支援

重度の障害により介護を必要とする人に、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

が提供されます。

⑨就労定着支援

一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを提供します。

⑩療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を行います。

⑪短期入所（ショートステイ）：福祉型

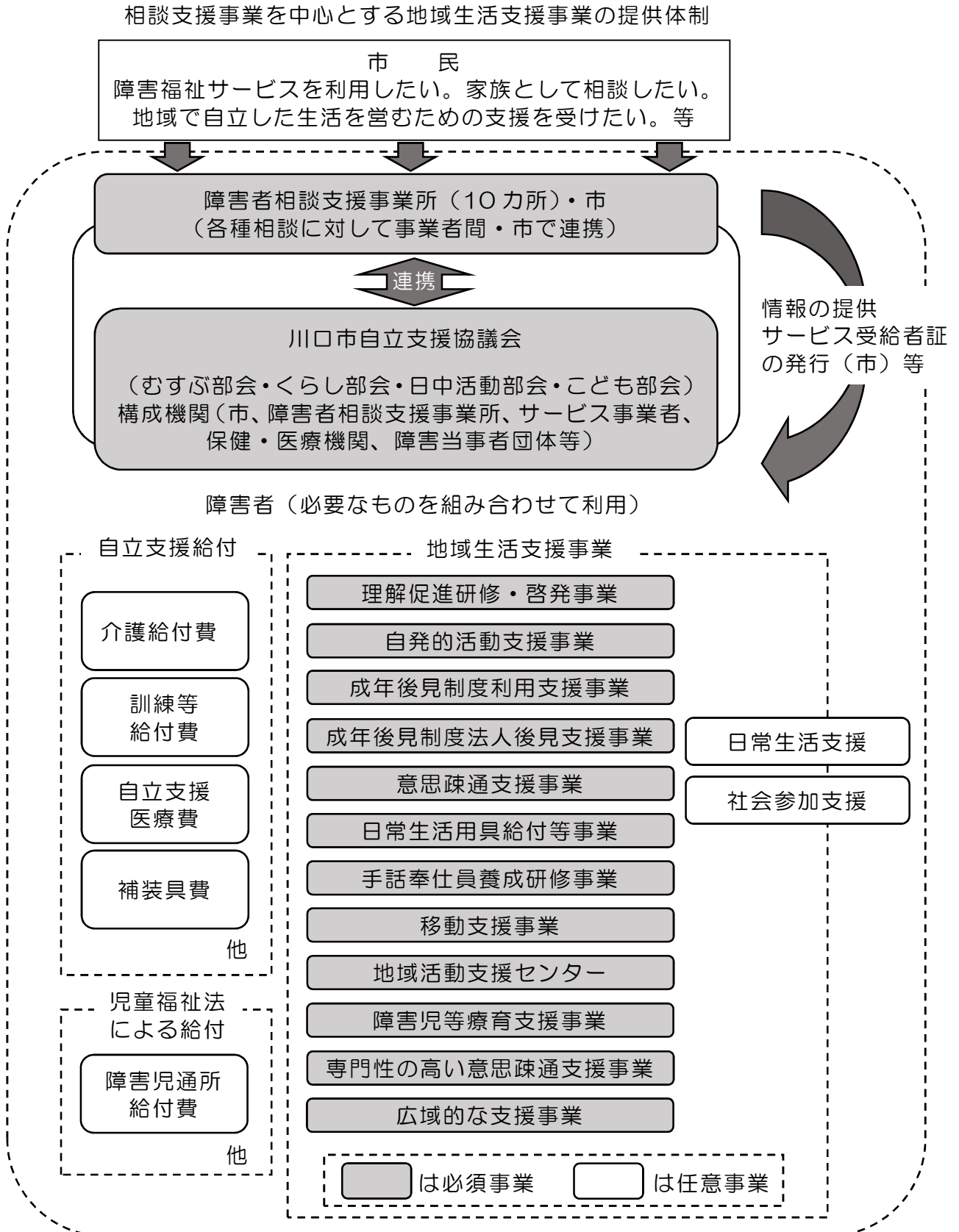
自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

⑫短期入所（ショートステイ）：医療型

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な医療的ケアや介護などを行います。

(2) 市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。



①理解促進研修・啓発事業

障害者の「社会的障壁（バリア）」を解消するため、地域の住民を対象に、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

見込量は設定しません。

②自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種の活動を支援します。

見込量は設定しません。

③相談支援事業

障害者が自立した生活を送れるよう、障害者の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。また、虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連絡調整など、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うなど、10カ所の障害者相談支援センターを中心に、関係事業所と連携しながら総合的・継続的に支援します。

各地区にそれぞれ1カ所の相談支援事業所を設置し、カ所数については維持することとしました。

④成年後見制度利用支援事業

重度の知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

見込量は設定しません。

⑥意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業及び手話通訳者を設置する事業を推進します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

〈手話通訳者派遣事業〉

〈要約筆記者派遣事業〉

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、在宅中の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器等）、排せつ管理支援用具（ストマ装具等）等を給付又は貸与します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

〈介護・訓練支援用具〉

〈自立生活支援用具〉

〈在宅療養等支援用具〉

〈情報・意思疎通支援用具〉

〈排泄管理支援用具〉

〈居宅生活動作補助用具（住宅改修費）〉

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るために、手話のできる市民の養成を行います。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

⑨移動支援事業

単独での移動が困難な障害者に外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。また、生活圏の拡大を図るため、車いすに乗ったまま乗車できるリフト付自動車の貸出を行います。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

⑩地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、地域生活を支援するため、各地域に1カ所ずつ設置するとともに、活動内容を充実し、きめ細かい支援を行います。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

⑪障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活

を支えるため、訪問による相談・指導や健康診査、外来による専門的な療育相談・指導、障害児の通う保育所等への技術指導など、身近な地域で療育指導を受けられるよう、事業実施に向け検討します。

⑫専門性の高い意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣し、聴覚、言語又は音声等による意思疎通に支障がある障害者の自立した生活と社会参加を支援します。

手話通訳者・要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業は、利用実績を勘案して、見込量を算出しました。その他については、事業実施に向け検討します。

⑬地域生活支援広域調整会議等事業（広域的な支援事業）

多職種によるアウトリーチ支援など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める施策の評価・検証を行います。

⑭その他の事業（任意）：日常生活支援、社会参加支援

障害者を介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者の日中における活動の場を提供することにより、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等必要な支援を行います。

市の情報を伝えるため、視覚障害者に対し、市の広報紙の点字訳・録音版を配布します。

障害者の就労や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

〈日中一時支援〉

■地域生活支援事業の見込量（年間）

		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有				
②自発的活動支援事業	実施の有無	有	有				
③相談支援事業							
障害者相談支援事業	(実施力所数)	10	10	10			
基幹相談支援センター	(実施力所数)	10	10	10			
基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施力所数)	10	10	10			
住宅入居等支援事業	(実施力所数)	1	1	1			
④成年後見制度利用支援事業	(延利用者数)	13	12				
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有				
⑥意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	(延利用者数)	1,504	1,403				
要約筆記者派遣事業	(実利用者数)	31	37				
手話通訳者設置事業	(実設置者数)	1	1	1			
⑦日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	(給付件数)	15	15				
自立生活支援用具	(給付件数)	55	49				
在宅療養等支援用具	(給付件数)	77	79				
情報・意思疎通支援用具	(給付件数)	65	62				
排泄管理支援用具	(給付件数)	12,110	11,952				
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(給付件数)	6	6				
⑧手話奉仕員養成研修事業	人数	2	0				
⑨移動支援事業	(実利用者数)	372	400				
	(延利用時間数)	35,573	39,025				
⑩地域活動支援センター							
地域活動支援センター	(実施力所数)	11	11				
	(延利用者数)	18,715	19,961				
⑪障害児等療育支援事業	(実施力所数)	—	—				

計画の推進体制

第6章 計画の推進のために

1 各主体の役割

計画を推進するにあたっては、障害及び障害者についての理解や社会的関心を高めるとともに、行政（市、保健所含む）、市民、学校、関係団体、福祉サービス事業者、企業などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

（１）行政（市、保健所含む）

市は、市民の総合的な福祉の向上をめざして、広範にわたる障害者施策を総合的に推進します。

そのためには、各主体の役割を踏まえ、地域における支えあい活動の条件整備に努め、行財政の効率的運営と執行体制を整備するとともに、障害者やその家族等のニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められます。

施策の展開にあたっては、障害者やその家族の視点に立った施策を展開します。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を提供し、市民の参加と協働に支えられた行政運営に努めます。

（２）市民

ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるためには、市民一人ひとりが障害及び障害者に対して十分に理解を深め、心のバリアフリーを達成する必要があります。

その上で、誰もが参加できる行事や地域活動の機会を確保するとともに、地域住民が互いに助けあふ共助のしくみを整えるなど、障害者とその家族を地域の中で支援する取組みが重要です。

また、障害者自身の自立意識の向上も重要です。障害者が積極的に社会で活動する意欲を持ち、地域住民とともに問題を解決する努力も必要です。

（３）学校

障害への理解と認識を深め、思いやりのある豊かな心の育成を図るために、障害児理解教育、福祉教育、交流及び共同学習を推進し、ノーマライゼーション教育の充実に努める必要があります。

また、発達に配慮を要する児童生徒や障害のある児童生徒に対しては、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進し、将来の社会参加と自立をめざしていくことが必要です。

(4) 関係団体

障害者関係団体に対しては、障害者とその家族の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営と障害者が孤立することなく社会参加できるように努めるとともに、活動に対する地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行うことが求められています。また、より多くの障害者関係団体が連携し、団体間で交流する活動に取り組むことが期待されます。

社会福祉協議会に対しては、市民の福祉意識の啓発やボランティアの育成・支援を行うとともに、障害者の権利擁護体制を充実し、障害者の自立と社会参加を支援することが求められています。また、地区社会福祉協議会や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体と連携し、今後の地域福祉推進の中心的な役割を果たすことも期待されます。

(5) 福祉サービス事業者

障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などの事業者に対しては、利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスを引き続き提供するとともに、利用者本位の理念に基づき、サービスの質をさらに高める取組みが求められます。

また、行政（市、保健所含む）、社会福祉協議会などの関係機関とともに事業者相互の連携を強化し、各機能の相乗効果により地域全体の福祉環境を充実することも必要です。

(6) 企業等

障害者の経済的な自立と安定した生活を実現するためには、障害者の雇用をより一層促進するとともに、障害者の適性や能力に応じていきいきと働き続けられる職場環境づくりが求められています。

そのためには、市内に立地する企業等が地域社会の構成員であるとの認識を持ち、地域に貢献するという観点に立って、障害者の雇用のみならず、バリアフリーの推進などに取り組むことが、今後の大きな役割の一つとして期待されています。

2 計画を円滑に推進するための取組み

計画を円滑に、また効果的に推進していくために、以下のような取組みを推進します。

(1) 市民との協働体制の構築

計画に基づく施策の推進にあたっては、市民からの意見を積極的に取り入れ、ニーズへの対応を図ります。

◆広聴活動の充実

障害者福祉施策に関する市民意識を把握するため、障害の有無を問わず市民から意見を聴取します。

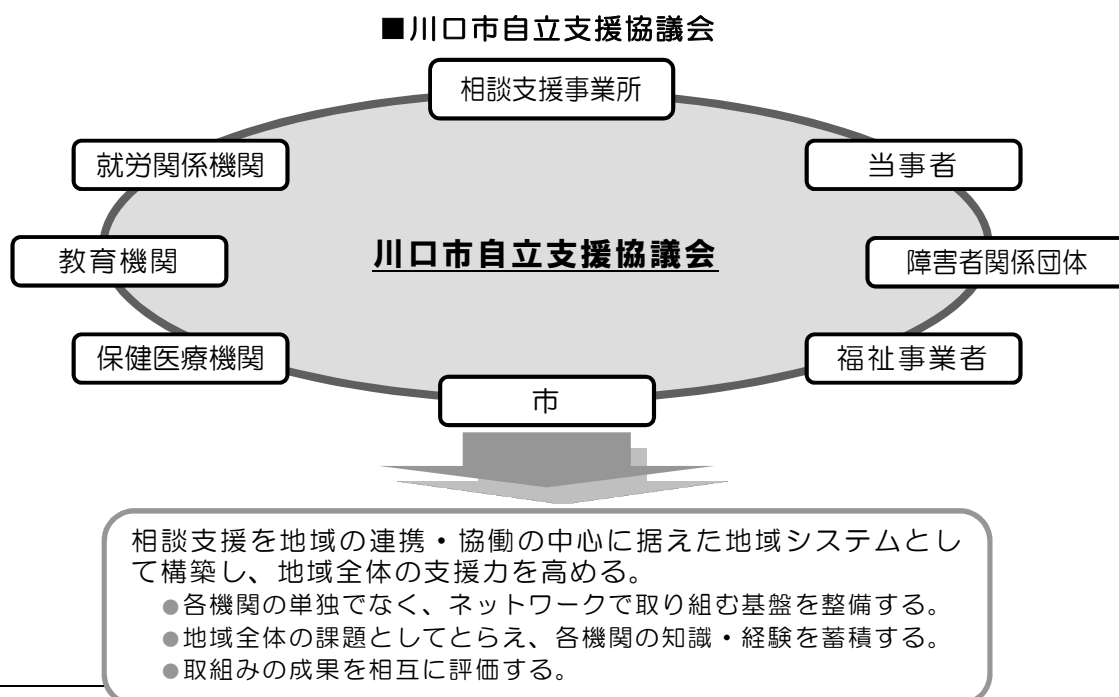
◆計画の評価・見直し

「PDCAサイクル³³」に則った計画の推進を図るため、「川口市自立支援協議会」において、評価、達成状況の点検を行い、「川口市社会福祉審議会³⁴」に報告します。

また、自立支援協議会から本計画の達成状況の報告を受けて、その結果を毎年、市のホームページなどで公表します。

◆自立支援協議会による支援

障害者の個々のニーズに応じた適切な援助を行うために、10カ所の相談支援事業所を中心に、市、教育、労働、医療、保健、福祉などの幅広い分野のメンバーで構成される「川口市自立支援協議会」において、関係機関が連携し総合的かつ継続的に支援を行います。



³³ Plan(計画)－Do(実行)－Check(点検)－Action(見直し)のサイクル。

³⁴ 社会福祉法第7条第1項により、社会福祉に関する事項を調査審議するために都道府県・政令指定都市・中核市に設置される機関。

(2) 連携体制の強化

庁内における関係部署が一体となって計画の推進にあたれるよう、庁内の連携を強化するとともに、密接な連絡調整を行います。

また、障害者に配慮した行政サービスを提供するため、職員一人ひとりが障害及び障害者に対する理解を深め、意識の醸成を図ります。

さらには、本計画を達成するため、国や県に対し財政上の措置・支援を要請するとともに、近隣市との協力のもとに施策を推進します。

◆保健・福祉施策の連携強化

障害福祉課と保健・福祉関係部署の連携を強化し、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた障害者支援の一層の充実を図ります。

また、障害者福祉施策の充実を図るため、職員研修等を通じて幅広い知識を習得し、職員一人ひとりの資質の向上に努めます。

◆国・県・他市町村における福祉施策の情報把握

国や県の動向を的確に把握し、本市の施策推進に活かしていきます。また先進的な取り組みを行っている自治体や団体についても、事業等の情報の収集に努めます。

◆国・県による支援策の検討と働きかけ

国や県に対し、障害者施策に関する制度の改善や財政措置の充実・強化を働きかけます。

◆障害保健福祉圏域³⁵における近隣市との連携

広域的に対応すべき施策に対しては、近隣都市と連携を図り、効率的かつ効果的に事業を実施します。

³⁵ 埼玉県では、交通事情、地域の繋がり、東京都心からの距離及び生活圏などを考慮して、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定している。川口市は蕨市、戸田市とともに南部圏域に属している。

資料編